資料　2

自治医科大学の第１次試験の試験地の見直しに関する委員の意見

１１月２７日に自治医科大学運営委員会委員に対して実施した意見照会の回答については次のとおりである。

県　名	意　　見　　等
岩 手 県	見直しについては、賛成する。 （本県が独自に取組んでいる奨学金制度についても、同様の趣旨で見直しを行ったところ。受験生に対し、出身県での受験資格を与えることは、本県の地域医療確保の観点から望ましい。）
福 島 県	特になし
栃 木 県	第１次試験地に入学志願者の出身地を加えることにより、より優秀な受験生の確保、義務年限修了後における地元定着率の向上等が期待できることから賛成する。 出身地の基準と確認方法についての明確なルールが策定できれば、実施上の問題はないと思料します。
千 葉 県	本県としては、現行制度で支障はないが、地元定着に一定の効果が見込め、かつ、試験地の決定については明確な基準に定め、なるべく受験生間の不均衡が生じないよう配慮するものであれば、試験地の見直しも問題ないと考えている。
石 川 県	特になし
兵 庫 県	本県としては現行制度で支障はないが、特に反対するものではない。 見直しにより各都道府県の受験者数の増減見込みは各都道府県によって異なると思われることから、総意により決定することとしたい。
岡 山 県	確認事務等の増加が予想されるが、受験者自らが地元と考えている都道府県を第１次試験地を選択可能とすることにより、義務年限後の県内定着に効果があると考えられる。 本人の意思にかかわらず高校所在県に試験地を限定されている現状を考えれば、居住歴の長い県と高校所在県の２か所から試験地を選択できるようにすることが均衡を逸するとまではいえないと考える。
高 知 県	認める方向で考えるべき。技術的な問題（出身地の扱い、受験生の不均衡など）が解決できれば、認めるべきである。
熊 本 県	優秀な学生の確保等の効果が期待されるが、受験生の不均衡や出身地の基準等について、受験する側の立場に立って考慮するとともに、全都道府県の同意が得られるよう、引き続き十分な検討を要する。